



TOKIO MARINE
ASSET MGT

～スガノミクスが始動～ 携帯電話料金引き下げの影響に関する考察

東京海上アセットマネジメント

スガノミクスが始動

9月16日の臨時国会を受けて、菅政権が発足した。菅首相は経済政策はアベノミクス（前安倍政権の政策）を継承し、とりわけ規制改革や構造改革に対して意欲を示している。菅政権の経済政策（いわゆる「スガノミクス」）の詳細はまだ明らかになっていないが、総裁選での発言や各種報道を踏まえると、①携帯電話料金の引き下げ、②不妊治療への保険適用、③デジタル庁の設立、④地方銀行の構造改革、⑤中小企業基本法の改正、⑥生産拠点移転、などの政策が挙げられる。その中でも早期に実現する可能性が高いのが、携帯電話料金の引き下げである。

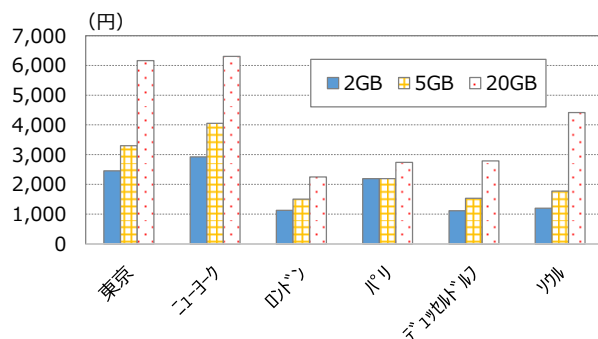
9月18日、菅首相は武田総務大臣に対して携帯電話料金の引き下げを要請し、総務大臣も7割引き下げた海外の例を挙げ1割程度では改革にならないと強調するなど、携帯電話料金の引き下げを重視する姿勢を見せている。

実際、総務省が6月に公表したスマートフォン料金の国際比較をみると、東京はニューヨークと並んで最も高額となっている（図表1）。携帯電話料金の引き下げが実現すれば、家計の負担を軽減する効果が期待できる。そこで、本稿では携帯電話料金の引き下げに伴う経済効果について考察する。

携帯電話料金の増加が家計を圧迫

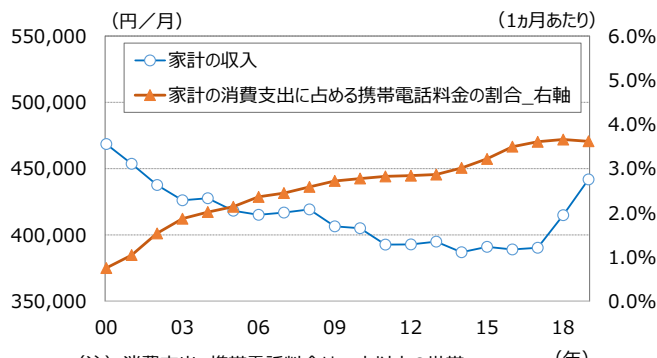
まず、「家計調査」（総務省）を用いて、家計の消費支出に占める携帯電話料金の割合（以下、携帯電話料金の負担割合）を算出した（図表2）。2000年に1%に満たなかった携帯電話料金の負担割合は、その後右肩上がりに上昇し、2019年には3.6%に達している。このように、携帯電話の利便性の向上とともに普及率が上昇し、その分家計が負担する携帯電話料金は増加している。今後世帯収入の伸び悩みが想定されるだけに、携帯電話料金の増加は家計にとって無視できないものとなっている。

【図表1 スマートフォンの月額料金プラン】



(注) シェア1位の事業者の2019年度末の料金プラン
(出所) 総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査（令和2年6月）」

【図表2 家計の収入及び消費に占める携帯電話料金の割合】
2000年～2019年、暦年



(注) 消費支出、携帯電話料金は二人以上の世帯。
収入は勤労世帯と無職世帯の経常収入を加重平均したものと
(出所) 総務省「家計調査」

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。
※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

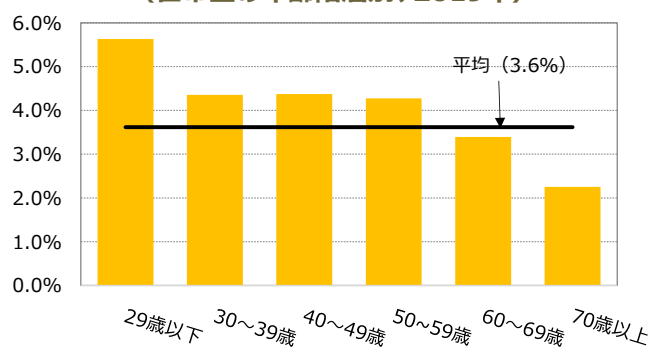
(次頁へ続く)

携帯電話料金の引き下げは、若年層や子育て世代への恩恵が大きい

次に、携帯電話料金の負担割合（2019年）を、世帯主の年齢階層別と年収階層別に示した（図表3・4）。年齢階層別にみると、世帯主が29歳以下の世帯では携帯電話料金の負担割合は5.6%と、平均（3.6%）を大きく上回っており、携帯電話料金引き下げの恩恵を受けやすいことが確認できる。また、世帯主の年齢階層が上がるにつれ携帯電話料金の負担割合は低下し、70歳以上などの高齢者層への恩恵が小さくなるという特徴もある。

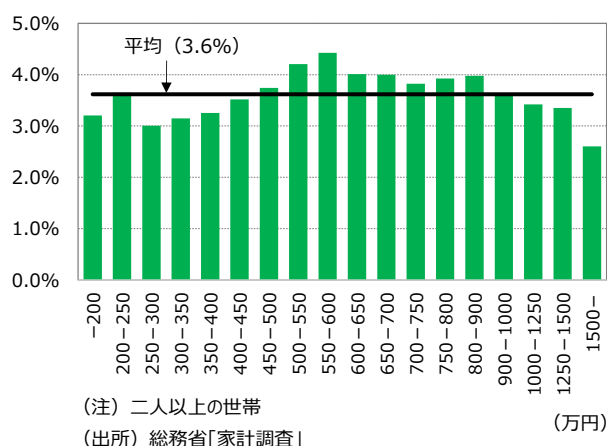
一方、年収階層別では世帯年収500-900万円の世帯を中心に、携帯電話料金の負担割合が平均よりも高く、携帯電話料金引き下げの恩恵を受けやすいことが確認できる。総合すると、携帯電話料金が引き下げられれば、若年層や子育て世帯への恩恵がより大きくなりそうだ。

【図表3 携帯電話料金の負担割合】
（世帯主の年齢階層別、2019年）



（注）二人以上の世帯
（出所）総務省「家計調査」

【図表4 携帯電話料金の負担割合】
（世帯主の年収階層別、2019年）



（注）二人以上の世帯
（出所）総務省「家計調査」

携帯電話料金1割引き下げにより、家計の負担軽減効果は7,000億円程度

最後に、携帯電話料金引き下げに伴うマクロ的な経済効果について試算する。「家計消費状況調査」（総務省）によると、一人当たりの年間携帯電話料金（2019年）は55,605円であった。仮に、携帯電話料金が1割引き下げられた場合、年間で▲5,561円の負担軽減となり、家計全体でみれば▲7,000億円程度の負担軽減効果が得られる計算になる。このように、携帯電話料金の引き下げは、先の消費増税による家計への負担を軽減させる効果があるとの指摘もある。

専門家の間では、新型コロナウイルス感染拡大により落ち込んだ経済を再生すべく、消費税の減税を求める意見も聞かれる。しかし、消費税は社会保障制度を維持するための安定財源であるため、消費減税は制度的に難しい側面もある。2019年10月の消費増税（8%→10%）に伴う家計負担は、年間2.2兆円（日銀による試算）にも及ぶ。総務大臣が言及するように、携帯電話料金の引き下げの実現に向けた改革が実現し（1割の引き下げにとどまらず）、仮に2割の引き下げが実現すれば、単純計算で消費税の負担を半減させると試算される。コロナ禍で低調に推移している個人消費を一定程度押し上げる効果が期待できそうだ。

※上記は過去の実績であり、将来の動向を示唆・保証するものではありません。

※上記は作成日時点の弊社の見解であり、今後、予告なく変更することがあります。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.3%（税込）
 - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
 - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 年率上限2.035%（税込）
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
 - その他の費用・手数料・・・監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016
(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。